

2006年（平成18年）8月21日

社 団 法 人 生 命 保 険 協 会
会 長 齋 藤 勝 利 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理 事 長 清 水 巖

申 入 書

第1 申入れの趣旨

貴協会が平成18年3月付けで公表した「注意喚起情報作成ガイドライン」の「3 a（2）保険契約の申込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ）」において掲げられている、「預金の口座に保険料をお支払いただいた場合、お客様が十分ご検討のうえ、お申込みをされるとともに保険料を送金されたものとみなし、保険料送金後はご契約のお申込みを撤回することはできません。」との記載例の削除を求めます。また、貴協会会員会社にパンフレット・契約書等の同様の記載を削除するよう指導を求めます。

貴協会のご見解及び対応策について、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答願います。なお、本書面並びに本申入れに対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第2 申入れの理由

1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当NPO法人」

という)は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人である。

2 申入れの背景

訪問販売による変額個人年金保険の勧誘トラブルが報告されているが、保険料の振込後はクーリング・オフを適用しないとの対応が取られることがある。

そこで、当NPO法人が保険会社各社のパンフレット等を収集・検討したところ、クーリング・オフについて別紙「生命保険会社のクーリング・オフ告知内容」のような文言が記載されていた。

3 貴協会の作成にかかる「注意喚起情報作成ガイドライン」について

貴協会は、平成18年3月付けで「注意喚起情報作成ガイドライン」を作成し、公表したが、その中には、「3a(2)保険契約の申込みの撤回等に関する事項(クーリング・オフ)」において、「預金の口座に保険料をお支払いただいた場合、お客様が十分ご検討のうえ、お申込みをされるとともに保険料を送金されたものとみなし、保険料送金後はご契約のお申込みを撤回することはできません。」との記載例(以下、「本件記載例」という)が推奨されている。これによって、貴協会加盟各社は、契約申込書等に、同趣旨の記載をしている。

しかし、本件記載例は、法律によって付与されたクーリング・オフ権の行使を妨害する内容のものであって、消費者の保護の見地から直ちに是正されるべきである。

以下、その理由を詳述する。

4 保険業法第309条所定のクーリング・オフ制度について

平成7年に改正された保険業法第309条は、法律上の制度として、一般的に保険契約者に対してクーリング・オフ権を付与している。ただ

し、申込者等が保険会社、生命保険募集人等の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合（保険業法第309条第1項第6号）等においては、クーリング・オフをすることができないものとされている。

上記の保険業法第309条第1項第6号による委任を受けて、政令である保険業法施行令第45条第3号は、「申込者等が、郵便その他の内閣府令で定める方法を利用して保険契約の申込みをした場合」には、クーリング・オフをすることができないものと規定している。

上記の保険業法施行令第45条第3号による委任を受けて、内閣府令である保険業法施行規則第241条第3号は、申込者等が、「預金又は貯金の口座に対する払込みによる方法」を利用して保険契約の申込みをした場合には、クーリング・オフをすることができないものと規定している。

すなわち、保険業法第309条第1項第6号の委任を受けた保険業法施行令第45条第3号は、郵便その他の通信手段による保険契約の申込み方法を不意打ち的勧誘を伴わない申込類型として、クーリング・オフの除外としたものである。政令によってクーリング・オフが除外されているのは、特定の申込み方法によってなされた申込みの場合であって、申込者等が申込みを行った後に、どのような保険料の支払方法をとったかによるものではない。これを受けて保険業法施行規則第241条は、通信手段等による申込み方法を列挙し、同条第3号で口座に対する払込みによる申込み方法を除外したのにすぎない。保険業法施行規則第241条第3号は、けっして申込者等が申込みを行った後に保険料を口座に振り込んだ場合にはクーリング・オフ権の行使ができなくなると定めたものではない。施行規則は、施行令（政令）の委任の範囲内で定めなければならないことから明白である。

本件記載例においては、保険料の預金口座への払込後は、クーリング・オフができない旨が示されているが、法令の文言上、保険料の預金口座への払込後であってもクーリング・オフ期間内であればクーリング・オフ権の行使は制約されるものではない。したがって、本件記載例は、法令に反した内容を記載しているものであり、消費者保護の見地から見逃せない重大な誤りであるといわざるを得ない。

5 クーリング・オフ権法定の趣旨について

本件記載例は、「預金の口座に保険料をお支払いただいた場合、お客様が十分ご検討のうえ、お申込みをされるとともに保険料を送金されたものとみな」すとの独自の見解に立脚して、保険料送金後のクーリング・オフを認めないとするものであるが、このような見解はクーリング・オフが法定されている実質的根拠をそこなうものである。

すなわち、保険業法が保険契約についてクーリング・オフ制度を法定したのは、保険商品が複雑多様であり、需要に適合する保険商品を選択することが消費者たる保険契約者にとって容易ではなく、また保険契約が通常長期にわたり高額の出費を伴うことから、契約締結の意思決定について再考の機会を与える趣旨からである。特に、営業所以外の場所において訪問販売として保険商品の勧誘がなされた場合には、事業者側が契約締結交渉の開始及び終了について主導することとなり、消費者は必ずしも望んでもいないのに契約交渉に入ることが多くなり（不意打ち性）、また契約締結に至るまで執拗な説得を伴う勧誘を受けかねない立場におかれる（交渉力格差）。しかも契約交渉中、消費者は事業者から契約成立に向けた事業者都合の良い情報を一方的に提供されるものの比較検討の機会が得られにくい状況となり（情報格差）、熟慮する時間のないまま意思決定を迫られがちであり、契約意思が不確定なまま申込みをすることになりがちである（契約締結意思の不安定）。

上記のような、クーリング・オフ権法定の実質的根拠となっている、保険商品の複雑さ、単なる商品説明ではなく、説得を伴う不意打ち的勧誘、交渉力・情報の質と量における消費者の劣位、契約締結意思の不安定といった、契約意思の形成過程における瑕疵の存在の蓋然性は、契約申込後短期間の中に、単に保険契約の対価である保険料が預金口座への払込みの方法によって支払われたとしても、何ら払拭されるものではない。

したがって、保険業法第309条第1項第6号も、「申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合」でなければ、クーリング・オフ権の行使ができなくなることはないことを明示的に法定している。預金口座への保険料支払がなされた一事をもって、クーリング・オフ権喪失を導くような熟慮が契約締結にあたってなされたことを推認することは、不可能である。

6 クーリング・オフ権を定めている法律の公正な解釈・運用の確保

クーリング・オフ権は、保険業法のほかに、特定商取引に関する法律、割賦販売法、宅地建物取引業法、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律などによって、保険業法におけると同様の趣旨で定められている。これらのいずれにおいても、申込者等によって代金・料金の支払がなされた（預貯金口座への振込みを含む）ことをもって、クーリング・オフ権を除外しているものは皆無である。これは、契約の申込みまたは契約締結後の一定期間は事業者の勧誘行為による精神的心理的影響が強く残っており、その間に申込者等が支払い行為を行っても決して冷静に熟慮した結果とはいえないからである。わが国で最初にクーリング・オフ制度が導入された「訪問販売」において、制定当初は、クーリング・オフ期間内であっても代金支払が完了した場合はクーリング・オフ権が行使できないとされていたが、法律施行後の実態分析から、不合理な結果を

生むことが明らかとなり、法改正が行なわれて、代金支払の完了は、クーリング・オフ権の除外事由から削除された。その後、次々と多数の法律によってクーリング・オフ権が制定されていったが、いずれも、いかなる方法にせよ申込者等が代金支払を行ったことをもって、クーリング・オフ権を除外するとの制度は設けられていない。このことは保険業法におけるクーリング・オフ権も同じである。このようななかで、保険会社のみが、申込みや契約締結における勧誘方法（申込み方法）を問わずに預貯金口座による代金振込み行為をもって、「お客様が十分ご検討のうえ、お申込みをされるとともに保険料を送金されたものとみなす」との解釈を主張することは、誤りであるだけでなく、あまりにも法律の公平な適用という視点を欠いた著しく不当なものといえることができる。

7 まとめ

本件ガイドラインの記載例は、法律の趣旨に反するような解釈を示して、消費者に実質的な契約自由を保障する見地から法定されたクーリング・オフ権を侵害する行為を推奨しているものであって、直ちに改められる必要がある。

よって、当NPO法人は、貴協会に対し、保険業法第309条所定のクーリング・オフ権につき正確な理解を促すとともに、本件記載例の削除及び会員会社に対する指導徹底を求める次第である。

以 上